

# 「建設工事ゼロ災運動」実施要綱

大河原労働基準監督署

## 1 目的

大河原労働基準監督署では、震災復興工事等建設業における労働災害の撲滅に向けて、「建設工事ゼロ災運動」を実施します。

この運動は、昨年度実施した「震災復旧・復興工事ゼロ災運動」を引き継ぐ取り組みとして実施するもので、震災に伴う受注量の増加により安全管理水準低下、労働災害の増加が懸念されることから、本運動を通じて現場の安全管理活動の徹底を図るもので、これまで建設業の店社を対象として行ってきた「ゼロ災トライアル100」同様に11次防の目標達成に向けた事業場参加型の安全衛生活動として、個別の現場が主体となり、創意工夫による労働災害防止活動を展開し、工事期間中の無災害を達成することを目的とするものです。

## 2 実施期間

平成24年6月1日から平成25年3月31日

## 3 対象工事

大河原労働基準監督署管内で施工される全ての建設工事

なお、以下の建設工事については、工事期間中無災害だった場合は達成証を交付する。

- (1) 工事の請負金額が3千万円以上のもの
- (2) 平成24年6月1日から平成24年12月31日までに工事を開始するもの（工期が平成25年3月31日を超えても可）

## 4 実施方法

- (1) 建設工事ゼロ災運動の目標は『全工期無災害』とします。
- (2) ゼロ災カウントの開始は、工事開始日とします。
- (3) ゼロ災の定義は、現場内の労働者（下請け・日雇い・アルバイト等の労働者を含みます）について、1日以上休業する労働災害（通勤災害は含まない）が発生していない状態とします。
- (4) ゼロ災運動参加現場は、別紙に当該現場の決意表明を記入したものを現場内に掲示し、建設工事ゼロ災運動実施中であることを労働者に周知するとともに、各種安全衛生管理活動を展開して下さい。なお、決意表明は、全工期又は月毎でも構いません。

※別紙は、宮城労働局ホームページの「労働基準監督署からのお知らせ」に掲載予定です。

### (5) 請負金額3千万円以上の場合

- ① 大河原労働基準監督署あてに別紙1「I参加申込書」（達成報告書兼用）及び工事概要書を工事開始前までに、FAX若しくは郵送により申込をして下さい。  
受付期間：平成24年6月1日から平成24年12月31日まで
- ② 工事が終了し、目標を達成した際は、速やかに、別紙「II目標達成報告書」を大河原労働基準監督署にFAX若しくは郵送して下さい。
- ③ 目標を達成した事業場には「達成証」を交付します。※交付方法は別途連絡します。

- ④ (4) の事項を取り組んでください。

【問合せ先】 大河原労働基準監督署 安全衛生担当まで  
〒989-1246 大河原町字新東 24-25 電話 0224-53-2154